



TENT 幕張 利用規約集

2022 年 11 月 10 日改定

| | |
|--------------------------------|----|
| TENT 幕張 利用規約 | 3 |
| 個人情報の取扱いについて | 9 |
| コワーキングスペース利用規則 | 11 |
| シェアオフィスサービス利用規則 | 13 |
| 貸会議室サービス利用規則 | 14 |
| 貸ロッカーサービス利用規則 | 15 |
| 住所登記、郵便受け、社名プレートサービス利用規則 | 16 |
| 複合機サービス利用規則 | 18 |
| 備品等貸し出しサービス利用規則 | 19 |
| シェアキッチン利用規則 | 20 |

変更履歴

2022年11月10日の変更点

1. 利用規約 第2条第4項：本規約及び諸規則について、本規約の変更に関する記述を追加しました。
2. 利用規約 第5条第1項：入会資格について、資格要件を追加しました。
3. 利用規約 第6条第1項：会員契約について、審査に関する記述を追加しました。
4. 利用規約 第6条第5項：会員契約について、高校生の会員契約に関する記述を追加しました。
5. 利用規約 第8条第1項：会員種別について、種別一覧を追加しました。
6. 利用規約 第12条第1項：会員種別の変更について、手続きの方法を変更しました。
7. 利用規約 第14条第2項：休会について、休会期間中の管理費に関する記述を追加しました。
8. 利用規約 第17条第1項及び第2項：禁止事項について、該当する行為等を追加しました。
9. 諸規則について、記載されている料金を全て税込価格表示に修正しました。
10. コワーキングスペース利用規則 第10条第3項：プランの変更について、変更手数料を変更しました。
11. シェアオフィスサービス利用規則 第7条第3項：占有ブースの変更について、変更手数料を変更しました。
12. 貸会議室サービス利用規則 第1条第1項：サービスを利用できる会員種別に登記利用会員を追加しました。
13. 貸会議室サービス利用規則 第2条第1項：利用料金の記述を変更しました。
14. 貸ロッカーサービス利用規則 第2条第1項：利用料金の記述を変更しました。
15. 複合機サービス利用規則 第1条第1項：サービスを利用できる会員種別に登記利用会員を追加しました。
16. 複合機サービス利用規則 第2条第1項：利用料金の記述を変更しました。
17. シェアキッチン利用規則を改定しました。

TENT 幕張 利用規約

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）を運用するにあたり、本規約を定めます。

第1条 定義

1. 本規約において使用する主な用語を以下の通り定義します。

| | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「利用者」 | 本施設を利用する会員、ビジターならびに来館者 |
| 「会員」 | 一般会員及び法人会員 |
| 「一般会員」 | 本施設との間で入会手続きを経て会員契約を結んだ個人、法人及び団体 |
| 「法人会員」 | 本施設との間で入会手続きを経て法人会員契約を結んだ法人及び団体であり、法人会員契約により、当社が当該法人・団体の従業員に対して一般会員とは異なる条件で本施設の利用を認める場合の当該法人・団体 |
| 「ドロッパー利用者」 | 本施設との間で入会手続きを経ることなく、本施設の会員スペースを一時的に利用する個人 |
| 「来館者」 | 本施設の利用を目的としない見学者、又は本施設の公開スペースを利用する個人、又は当社が本施設の入館を認めた個人 |
| 「会員スペース」 | 本施設のうち、会員のみが利用できる場所 |
| 「公開スペース」 | 本施設のうち、会員及び非会員が利用できる場所 |
| 「本建物」 | 本施設が存する建物 |

第2条 本規約及び諸規則

1. 本規約は、本施設への入会及び本施設の利用について、利用者と当社が遵守しなければならない諸条件のうち基本となる内容を定めたものです。
2. 当社は、本施設を運営及び提供する上でその都度必要と判断する諸条件及び諸規則（以下「諸規則」といいます）を定めることができるものとします。
3. 本規約及び諸規則は、会員契約の内容を構成します。ただし別途の定めがあるときには、その定めが優先されます。
4. 弊社は、以下各号の場合、本会員の事前の承諾なく本規約を変更できるものとします。変更後の本規約及び変更の効力発生日を本会員に通知し又は適切な場所に掲示したときは、本規約が変更されたものとみなされ、本会員は変更後の本規約を順守することとします。
 - (1) 本規約の変更が本会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第3条 会員

1. 本施設は、会員を始めとする利用者が施設を利用することで、利用者相互の交流及び親睦を深め、利用者の事業や活動の増進、働き方の変革を図り、ライフスタイルの創造に寄与することを目的として運営します。
2. 利用者及び当社は、前項の目的を認識し、利用者が本施設を快適に利用することができるよう相互に尊重しあうものとします。
3. 当社は、利用者が快適に本施設を利用することができるよう、利用者の要望に配慮しながら本施設の維持、サービスの向上に努めます。
4. 利用者が本施設を利用する場合には、各自の責任において自己又は他の利用者の安全、快適性に配慮するものとします。
5. 会員ではない利用者も本条の趣旨を理解し、本規約及び諸規則を遵守するものとします。

第4条 サービス内容

1. 本規約は当社が本施設において提供する以下のサービス（総称して「本サービス」といいます）に関して共通して適用されるものとします。
 - (1) コワーキングスペースサービス
 - (2) シェアオフィスサービス
 - (3) 貸会議室サービス
 - (4) 貸ロッカーサービス
 - (5) 登記住所利用サービス
 - (6) 郵便受けサービス
 - (7) 社名プレートサービス
 - (8) 複合機利用サービス
 - (9) 備品貸し出しサービス
 - (10) シェアキッチンサービス

- (11) その他当社が定めるサービス
2. 当社は本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用上の注意等の諸規則を設ける場合があります。

第5条 入会資格

1. 本施設への入会資格は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。
 - (1) 本施設の趣旨に賛同し本規約及び諸規則を守る方
 - (2) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準じる者又はその構成員その他の反社会的勢力ではない方
 - (3) 過去に会員であった場合、会費の未払い債務の無い方かつ除名されていない方
 - (4) 未成年の場合、入会に際し親権者の方の同意を得た方
 - (5) 当社が入会を認めた方

第6条 会員契約

1. 利用者と当社との会員契約は、利用者が本規約及び諸規則に同意したうえで、本施設受付に来館し、第8条に定める会員種別の確定及び申込書を提出し、当社による審査の後、会費の支払い手続きを完了したことにより成立するものとします。
2. 利用開始日から会費が発生します。入会月の会費については日割り計算いたします。
3. 申込書を提出する際には、個人又は法人の本人確認書類を提示するものとします。
4. 会員以外の利用者は本施設を利用した時点で、本規約及び諸規則の内容が適用されるものとします。
5. 高校生以上の未成年の利用者が本施設を利用する場合には、利用者の親権者が当社と会員契約を締結するものとします。なお、成年の年齢に達しても高校在学中は親権者が会員契約を締結するものとします。
6. 利用者が入会手続きにおいて、虚偽の申告、重大な事実の隠匿、その他当社が本施設の利用を不適当であると判断した場合には、会員契約を取り消すことができるものとします。
7. 当社は、申込者が提出した書類を返却しないものとします。

第7条 会員資格

1. 会員には会員資格が付与されます。
2. 会員は、会員の資格を当社が承認した場合を除き、他に共有、貸与、譲渡又は名義変更することができないものとします。

第8条 会員種別

1. 本施設の会員種別は以下のとおりです。
 - ・コワーキングスペース会員
 - ・シェアオフィス会員
 - ・登記利用会員
 - ・シェアキッチン会員
2. 当社は、会員種別を追加、変更、廃止、再開等を行うことがあります。

第9条 会員証

1. 当社は会員に対して会員証を発行するものとします。
2. 会員は本施設を利用する際には会員証を携帯しなければなりません。
3. 会員は会員証の複製及び第三者への貸与又は譲渡をしてはなりません。
4. 会員証の貸与、紛失、盗難その他の理由の如何を問わず、会員の故意又は過失により当社が利用を認めていない第三者が当該会員証により本施設を利用した事実が発覚した場合には、会員は、金 33,000 円（税込）を違約金として当社に支払わなければなりません。
5. 会員は会員契約が終了した場合、直ちに会員証を当社に返却しなければなりません。
6. 会員証の紛失、盗難又は破損等が生じ、本施設での利用が困難になった場合には、会員は直ちに当社に届け出なければなりません。この場合、会員は当社に会員証再発行手数料及び再発行代金として金 3,300 円（税込）を支払うことで、会員証の再発行を請求することができるものとします。

第10条 会費等の支払い

1. 当社は、入会金、会費、手数料、利用料等の金額及び内容を当社の判断で決定又は変更することができるものとし、変更後の料金及び内容については、該当する全ての利用者に適用されるものとします。ただし当社が別途定める場合はこの限りではありません。
2. 入会金は当社が別途定める金額とし、当社が定める手段によるものとします。
3. 会費は、本施設の利用の有無にかかわらず支払わなければなりません。
4. 会費の支払いは、当社が定める手段によるものとします。
5. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費及び利用料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。

第11条 会員情報の変更

1. 会員は、入会手続き及び本施設を利用する際に、会員情報（氏名、法人名、住所、連絡先、その他利用者の情報）を正しく当社に対して申告するものとし、また当該会員情報に変更が生じた場合には速やかに当社に当該変更内容を届け出るものとします。
2. 本条に定める会員情報の変更については、申込者が法人である場合には、法人代表者のみの変更を行うことができるものとします。
3. 当社は会員情報を社内規程に従い適切に管理するものとします。

第12条 会員種別の変更

1. 会員は会員種別の変更を希望する場合、変更前の会員種別について第13条に基づく退会手続きを行い、新しい会員種別について第6条に基づく入会手続きを行うものとします。ただし、変更前の会員種別の入会金が新しい会員種別の入会金に対し低額である場合、その差額を負担するものとします。
2. 会員は、会員種別の変更日をもって、変更前に保有していたすべての権利を失うものとします。

第13条 退会

1. 会員は退会を希望する場合、当社所定の退会手続きをとるものとします。
2. 退会手続きの完了日と退会日との関係は以下に定める通りとし、退会日をもって会員契約が終了するものとします。
 - (1) 利用終了月の10日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）までに退会手続きが完了した場合、退会日は退会手続き完了月の末日又はそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。
 - (2) 退会手続きの完了が11日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）以降になった場合、退会日は、退会手続き完了月の翌月末日又はそれ以降の月の末日のうち、会員が退会手続き時に指定する日とします。
3. 会員が当社に対して口頭、電話、電子メールその他の手段で退会の意思を伝えたとはいえども、当社所定の退会手続きを終えない限り、退会とはみなされません。会員は退会手続きを適切に完了しない限り、会員契約が有効に継続し、会員が有する本施設の利用権や会費その他の支払い義務が存続することを十分に認識するものとします。
4. 会員本人が死去された場合、当該会員の親族又はこれに準ずる方で当社が認める方が、退会手続きを完了させる必要があるものとし、当該退会手続きについては、本条の上記各規定が適用されるものとします。ただし会員本人が死去された月の末日をもって退会日とします。
5. 会員は、退会日までに、本施設に留置している所有物を収去するものとします。なお、退会日の1カ月後においても収去しない退会者の所有物については、当社の判断で処分することができるものとします。
6. 会員が連続して3ヶ月分の会費の支払いを滞納した場合、当社は当該会員を退会扱いとすることができます。なお、これにより会費、利用料その他の支払義務が免除されるものではありません。

第14条 休会

1. 会員は休会を希望する場合、当社所定の休会手続きをとるものとします。
2. 休会手続きの完了日と休会期間との関係は以下に定める通りとし、休会期間中は会費の支払いが免除されるものとします。ただし、休会期間中は管理費550円（税込）を毎月お支払いいただきます。
 - (1) 利用終了月の10日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）までに休会手続きが完了した場合、休会開始月は休会手続き完了月の翌月又はそれ以降の月のうち、会員が休会手続き時に指定する月とします。
 - (2) 休会手続きの完了が11日（本施設が休館日の場合は、翌営業日）以降になった場合、休会開始月は、休会手続き完了月の翌々月又はそれ以降の月の末日のうち、会員が休会手続き時に指定する月とします。
 - (3) 休会期間は最長6カ月間とし、会員は休会手続き時に再開予定月を申告するものとします。
3. 休会開始月から6カ月経過した時点で再開のお申し出がない場合には、自動的に退会扱いとなります。
4. 休会時には会員証、ロッカーキーなどの貸与品を一時ご返却いただくものとします。
5. シェアオフィス、郵便受け、社名プレート、登記住所は休会中確保することができません。

第15条 再入会

1. 第13条に定める退会会員は、再度入会する（以下「再入会」といいます）ことができます。再入会の利用開始を希望する場合には、新規入会に準じる手続きを経るものとします。
2. 再入会の際には、当社が定める再入会金を支払うものとします。

第16条 会員資格の喪失

1. 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員が退会したとき
 - (2) 会員が除名された場合

- (3) 会員が死去された場合
- (4) 会員契約が終了した場合
- (5) 本施設が閉店された場合

第17条 禁止事項

1. 利用者は本施設において、他の利用者又は当社スタッフに対して以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。利用者に当該行為があるときは、当社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の一部又は全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - (1) 叩く、殴る、蹴る、強く押す、掴むその他の暴行、傷害などの身体的な攻撃をすること
 - (2) 脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、威圧的な言動・暴言、人格や尊厳を侵害する言動、嫌がらせ、睨み付け、無視などの精神的に苦痛を感じさせる行為をすること
 - (3) 大声や奇声を発するなど、威嚇や迷惑と感じさせる行為をすること
 - (4) 待ち伏せ、つきまとい、個人的交友の強制、その他迷惑行為をすること
 - (5) 土下座などの過度な謝罪を要求すること
 - (6) 継続的かつ執拗な言動及び要求をすること
 - (7) 差別的、性的な言動をすること
 - (8) 不退去、居座り、監禁など、拘束的な行動をすること
 - (9) 盗撮、盗難、痴漢、露出、その他法令又は公序良俗に反する行為をすること
 - (10) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害などの過大な要求をすること
 - (11) 個人の名誉又は信用を傷つける言動及び行為をすること
 - (12) その他、当社が不適切と判断する行為をすること
2. 利用者は本施設において、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。利用者に当該行為があるときは、当社は利用者に対し、当該行為の中止、本施設の一部又は全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。
 - (1) 当社の許可なく動物を持ち込むこと
 - (2) 本施設内で火気を使用すること
 - (3) 当社が指定した喫煙スペース以外での喫煙を行うこと
 - (4) 本施設の設定備や備品等を当社の許可なく持ち出すこと
 - (5) 本施設の設定備や備品等を損壊又は汚損すること
 - (6) 本施設内に危険物を持ち込むこと
 - (7) 本施設内で政治活動、宗教活動を行うこと
 - (8) 本施設において許可なく、勧誘活動、署名活動、撮影、ビラ等の配布、張り紙等の掲載を行うこと
 - (9) 本施設の運営に対する要望に対して当社による回答があった後も同じ意見や要望等を繰り返すこと
 - (10) 当社又は本施設の名誉及び信用を傷つけること
 - (11) 本施設内に居住又は宿泊すること
 - (12) 本建物の共用部において本建物所有者の定める利用規則に反する行為を行うこと
 - (13) 他の本建物利用者に迷惑を及ぼす行為及び音、振動、臭気等を発し、迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込みをすること
 - (14) 本建物において、無断で営業行為をすること及び宗教活動・政治活動をすること
 - (15) 公序良俗に反する行為をすること
 - (16) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、又はその恐れのある行為をすること
 - (17) コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、又はその恐れのある行為
 - (18) その他、国内外の法律、法令に違反する行為、又はその恐れのある行為
 - (19) 当社が不適切と判断する事業を行うこと
3. 当社は、利用者に以下の各号に該当する事由があると判断したときは、利用者に対し、本施設の一部又は全部の利用の中止、本施設からの退去を求めることができるものとします。
 - (1) 体調不良、伝染病への罹患、怪我の未完治その他本施設を利用することが不適當であると当社が判断した場合
 - (2) 当社又は他の利用者との紛争が解決しておらず、本施設を利用することが不適當であると当社が判断した場合
 - (3) 来館者の行為について、当社スタッフからは是正の要請、指導を受けたにもかかわらず、協力しない場合
 - (4) 利用者の言動に対して、本施設の安全配慮及び秩序維持の視点から、当社が是正を求めたにもかかわらず、尚も是正されないと当社が判断した場合
 - (5) 利用者が過去に当社から除名処分を受けていた場合
 - (6) 上記各号に定めるほか、利用者の行為が第3条の趣旨に反し、本施設の運営に支障があると当社が判断した場合
 - (7) 会員法人が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続等の開始の申立を行い、若しくはそれらの申立を受けたとき

第18条 除名処分

1. 会員が第17条のいずれかに該当する場合、当社は当該会員を直ちに除名処分とすることができるものとします。
2. 除名処分は、当社の会員に対する口頭又は書面による通知によって行うものとし、口頭で行ったときは後日これを確認する書面を送付するものとします。
3. 会員が除名処分を受けたときは、当社と当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

第19条 反社会的勢力に関する表明保証等

1. 利用者は、自ら及び同伴者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
3. 当社は、利用者又は利用法人が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手段を要することなく、直ちに利用者又は利用法人の利用資格を剥奪することができます。
4. 前項に定める解除は、当社の利用者及び利用法人に対する損害賠償請求を妨げません。
5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、利用者及び利用法人は、当社にし、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第20条 営業日及び営業時間

1. 本施設の営業日及び営業時間については、会員種別により個別で定めます。
2. 当社は営業日及び営業時間の変更を行う場合には、事前に会員に対しその旨を告知するものとします。

第21条 休業日

1. 当社は以下の各号に定める場合、本施設の全部又は一部を休業とする場合があります。
 - (1) 本施設の点検、補修、改修その他本施設の運用管理上、当社が必要と判断した場合
 - (2) 気象、災害、突発事故その他やむを得ない理由により当社が必要と判断した場合
 - (3) 法令、行政指導、社会情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合
 - (4) 年末年始などの一定期間の休業、その他当社の都合により当社が必要と判断した場合

第22条 サービス提供の休止

1. 当社は以下の事項に該当する場合には利用者に告知することなく本サービスの全部又は一部の提供を休止することができます。
 - (1) 設備等の不具合により、十分な品質のサービスを提供することができないと当社が判断した場合
 - (2) 緊急の点検、設備の保守などによりサービスの提供が不可能である場合
 - (3) 火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他当社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) その他、当社が運営上休止する必要があると認めた場合
2. 当社が本サービスの提供を休止する場合、利用者は本サービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第23条 拾得物

1. 利用者は本施設に忘れ物又は落とし物(以下「拾得物」といいます)をされたことに気づかれた場合には、速やかにその旨を本施設に問い合わせるものとします。
2. 本施設内で拾得物を拾得された利用者は、本施設に当該拾得物を引き渡すものとし、引き渡しをもって当該拾得物に対する一切の権利を放棄したものとみなします。
3. 当社は拾得物について、当社が定める1か月間保管経過後に処分することができるものとします。ただ

し、拾得物が飲料品等、カビ・腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、当社は保管期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第24条 盗難及び紛失

1. 利用者は、本施設が不特定多数の方が利用される施設であることを認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故にあわないよう適切に管理するものとします。
2. 利用者が本施設を利用する際に生じた紛失や盗難事故について、当社は、当社に故意又は過失がある場合を除き、何らの賠償責任も負わないものとします。

第25条 利用者の責任

1. 利用者は、本施設を利用するにあたり、故意又は過失により、当社、他の利用者又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うものとします。
2. 利用者が本施設内の備品及び設備機器を破損した場合、当社は、利用者に対し損害金を請求できるものとし、利用者は速やかに原状回復に要する損害金を支払うものとします。

第26条 損害賠償免責

1. 利用者が本施設の利用中、利用者自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意又は過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 利用者同士の間が生じた係争やトラブルに対して、当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとし、利用者は当社に係争やトラブルの解決を求めることはできないものとします。

第27条 本施設の閉店

1. 当社は当社の判断に従い、本施設を閉店することができます。
2. 本施設の閉店について、当社は利用者に対して何らの保証も行わないものとします。

第28条 告知及び連絡

1. 本規約に別途定めがある場合を除き、当社が利用者に対して行う告知及び連絡は、本施設のウェブサイト又は SNS 及び本施設での掲示又は本施設内での配布によるものとし、利用者は当社からの告知及び連絡に留意するものとします。
2. 本施設におけるキャンペーンその他の告知内容を利用者が認識されなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。
3. 当社から利用者に対して郵送又は電子メールで告知物を発送する場合、利用者が当社に申告した住所又は電子メールアドレス宛に発信するものとし、当該住所又は電子メールアドレス宛に発信された告知物が利用者に届かなかったことについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

付 則

この規約は、2019年4月11日から施行する。
この規約の改正は、2022年11月10日から施行する。

個人情報の取扱いについて

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、以下に従って個人情報を取り扱います。

第1条 個人情報とは

1. 個人情報とは、当社が「第2条 個人情報の取得手段」で定める手段によって取得する氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、サービスのご利用に関する情報、お問い合わせ・依頼内容、当社のウェブサイト閲覧履歴、その他の記述等により、その情報単独又はそれら情報を組み合わせることで、個人を特定することができる一切の情報をいいます。

第2条 個人情報の取得手段

1. 当社は、以下の手段により、個人情報を取得させていただきます。
 - (1) 書面での直接的な収集
 - (2) ウェブサイトを通じての収集
 - (3) 電子メール・郵便・電話又は口頭等の手段による収集
 - (4) 上記以外で個人情報をいただくことが想定される一切の手段による収集

第3条 個人情報の利用目的

1. 当社は、利用者に関する個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、事前にお知らせした利用目的以外には利用いたしません。
 - (1) 利用者からのご要望への対応・サービスの提供のため
 - (2) より良い商品、サービス開発のため
 - (3) 利用者が利用されたサービスに関する問い合わせ、ご依頼への対応するため（なお、サービスに関して生じた問題、不具合等に対して、利用者にご連絡するなど、利用者よりいただいた情報をもって解決を図る場合があります。）
 - (4) 弊社からの各種カタログ・ダイレクトメール・電子メールの送付、アンケートの実施、お電話での商品、サービスのご紹介、催事、イベントや店舗のご案内等のため
 - (5) 契約内容の履行、履行請求等のため
 - (6) 法令等に基づく利用のため
 - (7) 画像の録画による防犯のため

第4条 個人情報の第三者への提供

1. 当社は、個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、事前に同意を得ることなく、第三者に提供することはいたしません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) ご本人を識別できない状態で提供する場合
 - (6) 当社との間で、機密保持契約を締結している協力会社・提携会社及び業務委託先会社に対して、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取扱いを委託する場合

第5条 個人情報の共同利用

1. お預かりした個人情報を以下の場合に共同利用する場合があります。この場合、共同利用者と契約を締結し、個人情報を適正に管理できるようにいたします。

TENT 幕張個人情報に関する共同利用

【共同利用の範囲】

ステップチェンジ株式会社と契約し TENT 幕張においてイベント、教室を運営する法人又は個人イベント申込者の顧客管理のため

【共同利用目的】

共同利用者のイベント準備及びイベント運営のため

【共同利用される情報項目】

氏名、住所、性別、生年月日、年齢、メールアドレス
イベント参加履歴等、申込み時及び申込み後に取得した事項

【共同利用責任者】
ステップチェンジ株式会社

【取得方法】
直接書面、インターネット（当社ネットワークシステム）

第6条 特定の機微な個人情報の取扱い

1. 機微情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲において同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

第7条 個人情報の開示・訂正その他問い合わせ

1. 個人情報の主体であるご本人による、当社にて保管されている個人情報の開示、訂正及び個人情報に関する苦情、相談その他問い合わせについては、適切かつ迅速に対応していきます。ご希望される方は、本文末尾の「個人情報お問い合わせ窓口」をご覧ください。

第8条 開示しない場合のお取扱いについて

1. 以下のいずれかに該当する場合は、個人情報を開示いたし兼ねますので、予めご了承ください。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付してご通知します。
 - (1) ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
 - (2) 本人確認及び代理権確認ができない場合
 - (3) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (4) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 他の法令に違反することとなる場合

第9条 個人情報の開示・訂正等手続きに関するご注意事項

1. ご本人確認の確実な実施のためにお電話でお問い合わせさせていただく場合があります。
2. 開示内容によっては、開示までに時間を要する場合があります。
3. 開示等手続きにより当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、及び当該開示申請等に対する回答に利用します。
4. 当社が保有する個人情報に関して、ご本人の依頼により情報の一部又は全部を利用停止又は削除した場合、不本意ながらご要望に沿ったサービスの提供等ができなくなることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。（なお、関係法令に基づき保有しております情報については、利用停止又は削除のお申し出には 応じられない場合があります。）

第10条 個人情報に関するお問い合わせ窓口

ステップチェンジ株式会社
個人情報相談窓口 E-mail:hello@tent-makuhari.com

コワーキングスペース利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のコワーキングスペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 コワーキングスペースの利用目的

1. コワーキングスペースはオープンなワークスペースを共有し、各利用者が自分の仕事場として利用しながらも、利用者同士のコミュニケーションから情報や知見を共有し、相互に刺激しあい、貢献しあうことを目的としています。
2. その他、利用規約第3条に定める、利用目的に沿うものとします。

第2条 利用者の資格と権利

1. コワーキングスペースを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) シェアキッチン会員
 - (4) ドロップイン利用者
2. 利用者は会員種別に応じた対象サービスと会員種別に付随するサービスの提供を受ける権利を有します。

第3条 会費及び利用料金

1. 会費及び利用料金は別に定める料金表の通りです。

第4条 支払方法

1. 利用者は利用プランごとに定める利用料を当社に対して支払うものとします。
2. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第5条 スペースの利用

1. 利用者は利用プランに応じた時間のみ利用することができます。
2. 利用者がスペースを利用する際には会員証又は一時利用者証を携帯しなければなりません。
3. コワーキングスペースの入退室の際には、会員証を出入口にあるカードリーダーにかざし、入室及び退室しなければなりません。
4. 一人の認証で開錠した扉を複数人が通過する「共連れ」は固く禁じております。会員以外の来館者はドロップイン利用サービスをご利用ください。
5. フリースペースとしておりますが、おひとり様あたり1席でご利用ください。お席の変更は自由です。
6. コワーキングスペースが満席となった場合には、会員種別に応じてスペースへの入室をお断りすることがございます。

第6条 営業日、営業時間

1. 年末年始などの一定期間の休業、その他当社の都合により当社が必要と判断した場合のみがお休みとなります。具体的な日程は都度ご連絡いたします。
2. 利用可能時間は利用プランにより異なります。

第7条 スタッフ不在時の利用

1. シェアオフィス会員及びコワーキング会員の利用プランによって、スタッフ不在時間帯であってもコワーキングスペースへの入退室が可能です。
2. スタッフ不在時であっても利用規約及び諸規則に示される利用ルールを遵守いただく必要があります。
3. コワーキングスペース内は防犯、トラブル防止、マナー違反監視のために記録式の監視カメラで撮影記録されております。

第8条 インターネット接続サービス

1. 本施設内は無線インターネット接続を利用いただけます。
2. インターネット接続に関する以下のトラブルについて、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) インターネット上のウェブサイトの適合性
 - (2) インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
 - (3) インターネット上のエラーや不具合
 - (4) インターネットの利用不能により生じた損害
 - (5) インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい

- (6) インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
- (7) その他前各号に関連するトラブル等
- 3. 当社は保守又は改修等やむを得ない事由が発生した場合には、インターネット接続サービスを一時停止することができるものとします。
- 4. 当社がインターネット接続サービスを提供することができない場合、これにより利用者及び利用者にかかる当該法人に損害が生じた場合でも、その損害を賠償することは致しません。

第9条 ドロップイン利用

- 1. ドロップイン（一時利用）は受付営業時間内に限られます。
- 2. ご利用の最低時間は1時間です。お申し込み時に利用時間を申告ください。
- 3. ご利用時間の延長の際には受付までご申告ください。満席の場合などは延長をお断りすることがございます。
- 4. ご利用時間は1時間単位で計算し、時間単価を乗じた金額をお支払いいただきます。10分以上60分未満の超過は1時間分のご利用と算出させていただきますのでご注意ください。

第10条 プランの変更

- 1. 料金プランの変更をご希望の場合は、本施設受付にてお手続きください。
- 2. 毎月末日締切にて翌月1日より変更となります。月中でのプラン変更及び料金の日割りはできません。
- 3. プラン変更の際には変更手数料 550 円（税込）をお支払いいただきます。
- 4. その他、詳細は本施設受付にお問い合わせ下さい。

シェアオフィスサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のシェアオフィススペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 シェアオフィススペースの利用目的

1. シェアオフィススペースは2-3名の鍵付き個室ブースを占有することで、併設するコワーキングスペース以上の安全性と秘密保持性を確保でき、業務効率を高め、より業務に専念することができます。

第2条 利用者の資格

1. シェアオフィススペースを利用するためには、本施設の会員種別のうち、シェアオフィス会員の資格が必要となります。

第3条 利用者の権利

1. シェアオフィス会員は個室利用権利に付与して以下の特典が得られます。
 - (1) 24時間、占有ブースにアクセスできる会員証
 - (2) 1名分のコワーキング会員（プレミアムプラン）の会員権利
 - (3) 住所登記サービス、郵便受けサービス、社名プレート、屋外サイネージへの掲載

第4条 会費及び利用料金

1. 会費及び利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. シェアオフィス会員の最低利用期限は3か月としております。

第5条 支払方法

1. 利用者は占有ブースごとに定める利用料金を当社に対して支払うものとします。
2. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第6条 スペースの利用

1. コワーキングスペースの利用方法及びルールについては「コワーキングスペース利用規則」に則るものとします。
2. 占有ブースの入退室にあたっては専用の鍵を貸与します。
3. 利用者は前項に基づき貸与された鍵を厳重に取り扱うものとし、鍵を紛失した場合には、鍵の交換費用として6,600円（税込）を当社に対して支払うものとします。

第7条 占有ブースの変更

1. 占有ブースの変更をご希望の場合は、本施設受付にてお手続きください。
2. 毎月10日締切にて翌月1日より変更となります。月中での占有ブース変更及び料金の日割りはできません。
3. 占有ブースの変更の際には変更手数料550円（税込）をお支払いいただきます。
4. その他、詳細は本施設受付にてお問い合わせ下さい。

貸会議室サービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において貸会議室（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) シェアキッチン会員
 - (4) 登記利用会員
 - (5) ドロップイン利用者
 - (6) 来館者

第2条 利用料金

1. 本サービスの利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. 予約のキャンセルには以下に示すキャンセル料金がかかりますので、ご注意ください。
 - (1) ご利用日の14日前まで 利用料金の0%
 - (2) ご利用日の13日前から7日前まで 利用料金の50%
 - (3) ご利用日の6日前から2日前まで 利用料金の75%
 - (4) ご利用日の1日前から当日まで 利用料金の100%
 - (5) キャンセルに伴うご返金は銀行振込にて行います。ご返金に伴う振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービス利用料金は1か月利用分をまとめて算出し、会費と合わせてお支払いいただきます。
2. ドロップイン利用者及び来館者は利用前に受付にて、ご予約の確認と利用料金をお支払いいただきます。
3. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第4条 利用方法

1. 会議室予約のWEBページからご予約いただくか受付にてご予約ください。
2. ご予約は先着順で受付します。空室状況の表示にはタイムラグがございますので、空きと表示されていても他の方のご予約が受け付けられている可能性があることを予めご了承ください。
3. 会員は利用開始時刻になるとご入室できるようになります。
4. 予約開始時刻より遅れてのご入室又は予約終了時刻より早いご退室の場合でも、ご予約いただいた時間分の利用料金をお支払いいただきます。
5. 終了時刻には、次のご利用の方のご迷惑にならないよう、原状回復の上、必ずご退出ください。
6. 利用時間の延長をご希望の場合には受付までご申告ください。ただし、次の時間に空きがあってもご延長をお断りする場合がございます。
7. ご利用時間内の会議室内のレイアウト変更はご自由に行っていただけますが、レイアウト変更の場合には退出までに元のレイアウトにお戻しくください。
8. 会議室内でのご飲食は可能ですが、臭いが強いもの、アルコール飲料のお持ち込みは禁止です。ご利用後に汚れが見られた場合には、清掃料金をご請求させていただく場合がございます。
9. お子様連れでのご利用は可能ですが、隣接するスペースでの利用者の迷惑となる恐れがある場合には、一時的に外出いただくなどのご配慮をお願いする場合がございます。
10. その他、利用規約17条の禁止条項に準じます。

貸ロッカーサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において貸ロッカーサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) ドロップイン利用者

第2条 利用料金

1. 本サービスの利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. 1日とは9:00-20:00を指します。月額利用の場合、起算日は1日から月末までとなり、料金の日割りはいたしません。

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービスの利用料金は1か月利用分をまとめて算出し、会費と合わせてお支払いいただきます。
2. 利用者は利用前に受付にて本サービスの利用料をお支払いいただきます。
3. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第4条 利用方法

1. 会員が本サービスの利用を希望する場合、事前にその旨を申し出るものとし、貸ロッカーの利用が可能な場合に使用することができます。
2. 当社は本サービスを利用する利用者に対して、利用できるロッカーを指定し、当該ロッカーの鍵を貸与するものとし、利用希望者はロッカーの場所を指定することはできません。
3. 利用者は前項に基づき貸与された鍵を厳重に取り扱うものとし、鍵を紛失した場合には、鍵の交換費用として6,600円（税込）を当社に対して支払うものとし、

住所登記、郵便受け、社名プレートサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において住所登記サービス、郵便受けサービス及び社名プレートサービスを提供するにあたり、必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 住所登記サービス

1. 会員は住所登記サービスをお申込みいただくことで、会員が所属する法人又は団体の本店、支店の所在場所又は主たる事務所の所在場所として本施設の住所を登記することを目的として利用いただけます。
2. 住所登記サービスは会員種別が以下に限り利用することができます。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) 登記利用会員
 - (4) シェアキッチン会員
3. 住所登記サービスは1カ月単位で利用できます。住所登記サービスを利用する会員は、住所登記サービスの利用料として月額5,500円（税込）を支払うものとします。利用料はその他の会費と合わせてお支払いいただきます。

第2条 郵便受けサービス

1. 会員は郵便受けサービスをお申し込みいただくことで、本施設の住所を以下の目的の範囲内で利用することができます。
 - (1) 会員が所属する法人又は団体の本店、支店の所在場所又は主たる事務所の所在場所として名刺、郵送物、各種文書に記載し、会員自身が行う事業の住所として利用すること
 - (2) 会員が個人事業主として行う事業について、その主たる事務所の所在場所として名刺、郵送物、各種文書に記載し、会員自身が行う事業の住所として利用すること
2. 郵便受けサービスは会員種別が以下に限り利用することができます。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) 登記利用会員
 - (4) シェアキッチン会員
3. 郵便受けサービスは1カ月単位で利用できます。郵便受けサービスを利用する会員は、利用料として月額5,500円（税込）を支払うものとします。利用料は会費と合わせてお支払いいただきます。
4. 当社は郵便受けサービスを利用する利用者に対して、利用できる郵便受けを指定し、当該郵便受けの鍵を貸与するものとします。利用希望者は郵便受けの場所を指定することはできません。
5. 利用者は前項に基づき貸与された鍵を嚴重に取り扱うものとし、鍵を紛失した場合には、鍵の交換費用として6,600円（税込）を当社に対して支払うものとします。
6. 当社は、郵便受けサービス利用会員又は法人団体名称を宛名とする郵便物が届いた場合、当該郵便物を利用者に代わり受領するものとします。以下の各号に示す郵便物について当社は受領しないものとします。
 - (1) 現金書留、電信為替
 - (2) 金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳、身分証明書、生もの、冷蔵冷凍食品など当社が受領又は保管に適さないと判断する郵便物
 - (3) 受取において支払いが必要となる郵便物
 - (4) その他当社において受領すべきでないと判断した郵便物
7. 理由の如何を問わず、当社が受領しなかったために郵便受けサービス利用者に損害が発生した場合であっても、当社は当該損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 当社は、受領した郵便物を各利用者に割り当てられた郵便ボックスに投函します。郵便ボックスに入らない郵便物については事務室又は倉庫にて保管します。この場合、郵便物を受領したことを当該会員宛てに通知します。
9. 当社が受領し保管した郵便物の保管期限は1週間とします。保管期限が経過した郵便物については当社の判断により処分することがあります。

第3条 社名プレートサービス

1. 会員は社名プレートサービスを利用いただくことで、本施設の入り口前に社名プレートを掲載できます。
2. 社名プレートサービスは会員種別が以下に限り利用することができます。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) 登記利用会員

(4) シェアキッチン会員

3. 社名プレートサービスは1か月単位で利用できます。本サービスの利用者は月額1,650円(税込)を支払うものとします。利用料は会費と合わせてお支払いいただきます。
4. 社名プレートのフォントやロゴなどのデザインは指定できません。
5. 利用者は社名プレートの掲載場所をご指定いただくことはできません。

複合機サービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において複合機サービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) シェアキッチン会員
 - (4) ドロップイン利用者（登記利用会員含む）

第2条 利用料金

1. 本サービスの利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. 複合機利用料は以下の通りとします。
 - (1) コピー：出力用紙サイズを問わず1面当たり白黒6円（税込）、カラー22円（税込）です。両面印刷の場合には2面となります。
 - (2) プリント：出力用紙サイズを問わず1面当たり白黒6円（税込）、カラー22円（税込）です。両面印刷の場合には2面となります。
 - (3) FAX：1回55円（税込）
 - (4) スキャン：無料

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービス利用料金は1か月利用分をまとめて算出し、会費と合わせてお支払いいただきます。
2. ドロップイン利用者は複合機サービス利用終了後、受付にて利用面数に応じた利用料金をお支払いいただきます。
3. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第4条 利用方法

1. 複合機に用意されている用紙種類は、A3、A4、A5の3種類です。用紙をお持ち込みの場合には手差し印刷が可能です。
2. コピー機能は複合機に設置されたカードリーダーに会員証を読み込ませたのち利用することができます。
3. プリント機能は各自のパソコンやスマートフォン、タブレットPCから複合機に対してプリント要求をしたのち、複合機に設置されたカードリーダーに会員証を読み込ませることで出力することができます。もしくは、本施設のプリント専用パソコンを利用してプリントすることもできます。
4. 複合機を利用するにあたり、利用者の操作ミス、複合機の利用不能、故障、その他当社の責によらず複合機が利用できなかったため、利用者及び利用法人に損害が生じた場合でも、当社は利用者及び利用法人に対してその損害を賠償することを要しません。

備品等貸し出しサービス利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設において備品等貸し出しサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上のルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 利用者の資格と権利

1. 本サービスを利用するためには、本施設の会員種別のうち、以下の資格が必要となります。
 - (1) コワーキング会員
 - (2) シェアオフィス会員
 - (3) シェアキッチン会員
 - (4) ドロップイン利用者（登記利用会員含む）

第2条 貸出備品の種類と利用料金

1. 当社は貸出備品の種類と数量及び料金を別途受付等に掲示するものとします。

第3条 支払方法

1. 会員が利用した本サービスの利用料金は1か月利用分をまとめて算出し、会費と合わせてお支払いいただきます。
2. ドロップイン利用者は利用前に受付にて本サービスの利用料をお支払いいただきます。
3. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第4条 利用方法

1. 会員及びドロップイン利用者は、本施設において貸出備品を当社が定める方法に従い利用することができます。なお、利用状況によっては希望通りに貸出できない場合があることを本サービスの利用者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 本サービスの利用を希望する場合、事前にその旨を申し出るものとし、希望備品の利用が可能な場合に、当該備品を使用することができます。
3. 本サービスの利用者は貸与された備品を厳重に取り扱うものとし、故意、過失の如何を問わず、貸出備品を汚損、紛失した場合には、その損害の賠償をするものとします。
4. 本サービスを利用するにあたり、貸出備品が利用不能、故障、その他の理由により利用できなかったことに起因する損害に対する当社の賠償限度額は当該利用料を上限とします。

シェアキッチン利用規則

ステップチェンジ株式会社（以下「当社」といいます）は、TENT 幕張利用規約（以下「利用規約」といいます）に基づき、TENT 幕張（以下「本施設」といいます）の利用を認められた利用者（以下「利用者」といいます）に対し、本施設のシェアキッチンスペースにおいてサービス（以下「本サービス」といいます）を提供するにあたり必要な運営上の規約並びにルールについて、以下の通り利用規則（以下「本規則」といいます）を定めます。

第1条 シェアキッチンスペースの利用目的

1. シェアキッチンスペースは飲食店営業許可、菓子製造業許可及びそうざい製造業許可を取得したキッチンであり、製造販売やメニュー開発ができるキッチンとしてご利用いただけます。

第2条 利用者の資格

1. シェアキッチンスペースを利用するためには、本施設の会員種別のうち、シェアキッチン会員の資格が必要となります。
2. シェアキッチン会員になるには、「食品衛生責任者」、もしくはそれに準じる以下の資格を有する必要があります。
 - (1) 食品衛生責任者講習修了証
 - (2) 調理師免許
 - (3) 製菓衛生士
 - (4) 栄養士
 - (5) 船舶料理士
 - (6) ふぐ処理師
 - (7) 食鳥処理衛生管理者

第3条 利用者の権利

1. シェアキッチン会員は以下の権利を与えられます。
 - (1) 事前予約
 - (2) 予約された時間帯におけるキッチン設備の占有
 - (3) キッチンにおける調理行為
 - (4) キッチンに備え付けられた設備・厨房機材の利用
 - (5) 本施設内で製造した商品の本施設内における販売
 - (6) 本施設と連携したイベントでの出店
 - (7) コワーキングスペース、貸会議室、貸ロッカー、登記住所利用、郵便受け、社名プレート、複合機利用、備品貸し出しの各種サービスの利用
2. 1年以上の利用実績のない会員は、本施設から自動的に退会されるものとし、第1項の権利は全て失効します。

第4条 会費及び利用料金

1. 会費及び利用料金は別に定める料金表の通りです。
2. ご予定時間より前に終了された場合でも料金の返金はいたしません。
3. 予約のキャンセルには以下に示すキャンセル料金がかかります。
 - (1) ご利用日の14日前まで 利用料金の0%
 - (2) ご利用日の13日前から7日前まで 利用料金の50%
 - (3) ご利用日の6日前から2日前まで 利用料金の75%
 - (4) ご利用日の1日前から当日まで 利用料金の100%
 - (5) キャンセルに伴うご返金は銀行振込にて行います。ご返金に伴う振込手数料は利用者にご負担いただきます。

第5条 支払方法

1. 会員が利用した本サービス利用料金は1か月利用分をまとめてお支払いいただきます。もしくは、利用毎に受付にてお支払いいただきます。
2. 支払方法はクレジットカード決済、銀行口座振替、銀行振込及び電子マネーとし、現金でのお支払いはできません。

第6条 設備等

1. キッチンで用意されている設備は以下の通りです。
 - (1) IH スチームコンベクションオーブン
 - (2) IH クッキングヒーター
 - (3) 冷凍庫、冷蔵庫
 - (4) キューブアイスメーカー
 - (5) 冷蔵ショーケース

- (6) シンク
 - (7) IH 炊飯器
 - (8) 鍋などの調理器具
2. 本施設で用意している備品以外に必要な調理器具、食器等につきましては、各自お持込みください。
 3. コンセントに差し込む必要のある持ち込み機器の電力容量は1,000ワット以下とします。定められた電気容量を超えた使用による調理のミスや失敗については、当社は一切の責任を負いません。

第7条 利用方法

1. ご利用前に必ずご見学いただき、設備等のご確認をお願いします。
2. ご利用予約の前に利用規約及び各種規則をご確認の上、ご予約ください。
3. ご利用することができる時間帯はご予約をした時間帯に限りです。利用開始時刻及び利用終了時刻は厳守してください。利用終了時刻を超えたご利用があった場合には超過料金を請求させていただきます。
4. キッチンへ食材を持ち運ぶ際、冷蔵・冷凍品はクーラーボックス及び保冷剤などをご利用頂き、保管温度には注意して持ち運びをお願いします。キッチンへ入室後、備え付けの冷蔵冷凍庫に詰め替えてください。
5. キッチン内の食材等は本施設が許可を与えた物以外は一切利用できません。
6. ご利用終了時間までにすべての片付け、搬出が終わるよう退室してください。

第8条 利用上の注意

1. 利用目的に該当する営業許可区域のみをご使用ください。
2. 利用者が申込時と異なる場合、当日でも利用をお断りいたします。
3. 利用用途が申込時と異なる場合、当日でも利用をお断りする場合がございます。
4. 本施設の設備・厨房機器は利用者の責任のもと、ご利用いただけます。
5. 利用者は本施設が定める「衛生管理チェック表」を事前に確認し、これを遵守してください。
6. 本施設は火気厳禁のため、裸火・ガスコンロの使用は禁止しております。
7. 未成年の利用者様のみでのご利用は出来ません。また、キッチン内は未就学児童及び作業に加わらない就学児童の立ち入りは不可としております。
8. ご利用終了後の当キッチン内での忘れ物は廃棄処分となり、別途処分費用をご負担いただきます。
9. 冷暖房はご自由にお使いください。但し、電気、エアコンの消し忘れ等で発生した電気料金をご請求させていただきます。
10. キッチン内は禁煙です。
11. 犯罪防止・施設利用状況の確認、施設管理の観点から、キッチンに防犯カメラを設置しておりますのでご了承ください。
12. 利用者のご利用状況（破損・汚損、騒ぐ、喫煙マナー違反等の迷惑行為など）によっては、ご利用の途中でもご退室いただく場合がございます。
13. 本施設には駐車場はございませんので、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

第9条 製造行為の注意

1. 製造前には手洗い及び消毒を必ず行ってください。
2. 食中毒防止のため、食品に直接噴射しても問題ないタイプのアルコール消毒液を使用し、こまめに手指や使用器具などの消毒をしてください。
3. 異物混入を防ぐため、髪の毛の長い方は髪を結ぶなど対策をお願いします。また、エプロン・帽子（バンダナ等）等を着用してください。
4. 排水溝が詰まるおそれのある物は流さないでください。
5. 油を処理する場合は必ず凝固剤等をご利用ください。
6. 加熱調理中は必ず換気を行ってください。
7. 調理中の自らの写真撮影や動画撮影などは衛生上不可とします。

第10条 販売行為の注意

1. キッチンで製造した商品は本施設内外で販売いただけます。
2. 本施設内での食品販売は本施設のキッチンで製造した商品に限られます。
3. 販売用商品を製造する場合は、仕込みから包装まですべての工程をキッチン内で行ってください。
4. 販売用商品を製造する場合は、食品表示ラベルを必ず貼ってください。成分表示シールを含め包装資材は全てご自身でご用意ください。
5. アレルギーに配慮した製品であっても「アレルギー食材を調理している厨房で製造したもの」等と表記ください。
6. 製品を販売した結果、食中毒や異物混入などが発生し、本施設のキッチンが営業停止などの罰則を受けた場合、その間に当社に生じた損害については当該会員に損害賠償請求をさせていただきます。また該当商品の速やかな回収に努め、その他保健所の指導のもと、必要な作業にはすべて協力してください。

第11条 安全管理

1. 本施設内での事故・けが等は、本施設は一切の責任を負いません。熱機器・刃物等の取扱いには十分注意ください。

第12条 清掃

1. ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状復帰を行って退室してください。
2. ご利用後は「作業台」「食器洗浄器」「流し台」のアルコール消毒を徹底してください。
3. 本施設内で発生したごみ（ビン・カン含む）は全てお持ち帰りください。
4. お持込みになった物（飲食物を含む）は全てお持ち帰りください。万が一残り物があった場合は処分させていただきます。この場合別途、清掃・廃棄料金を請求させていただきます。
5. 油を処理する場合は必ず凝固剤等をご利用ください。排水溝に流す事のないようにお願いします。

第13条 許認可等の届出

1. 当キッチンで製造した商品をイベント等で販売する際に関係機関から営業許可証の提出を求められた場合、当店所定の複写申請書に必要事項を記入したうえで当店にご申請ください。当社が複写を承認後、関係機関にご提出ください。
2. 第1項について、当キッチン以外で製造した商品を販売する際に当店の営業許可証の複写を提出した場合は違法となり、除名処分とします。
3. 法令に定められた許可申請及び関係機関への届出等は、利用者の責任と負担において行ってください。
4. 保健所の立ち入り検査を受ける場合は、事前に本施設へご連絡ください。

第14条 利用者の責務

1. 利用者は次の事項を遵守してください。
 - (1) 本施設にて提供・販売する商品及びサービスの品質において、すべて利用者の責任で行ってください。
 - (2) 利用者が第三者に提供・販売した商品・サービスについて、ご意見又は有症・その他損害が生じたときは、利用者の責任と費用負担にて当該来場者らに対し直接損害を賠償し、運営者の指示に従い謝罪広告の掲載等信用回復のための措置を講じてください。本施設は一切の責任を負いません。なお、本施設が第三者より責任を追及され当該第三者に損害賠償を行うときは、本施設は直ちに利用者に対し、損害賠償に要した費用の一切を請求できるものとします。
 - (3) 運転者、未成年者の飲酒は法律で禁止されています。利用者の責任のもと管理をお願いします。
2. 利用者は本施設を利用するにあたり、すべての就業者の保健衛生の留意するものとします。また、感染症及び感染症が疑われる従業員、嘔吐・発熱・下痢などの症状がある者を食品に関わる業務に就業させてはなりません。

第15条 損害賠償・免責事項

1. 施設の備品や構造物を毀損・汚損・紛失された場合はその損害を賠償していただきます。
2. 利用者が本規則に違反されたため、本施設のご利用をお断りすることになった場合に生じる損害については、一切責任を負いません。
3. ご利用による人的事故、利用者の所有物や貴重品等の毀損・盗難等の被害については、一切責任を負いません。
4. 著しく悪質な規約違反があった場合、違約金を請求する場合がございます。
5. キッチン内での事故・怪我・盗難などは当方で責任を負いかねます。厨房機器でのお取り扱いには十分ご注意くださいとともに、必要な保険等にご加入ください。